

図 6月15日からの輸入時の残留農薬検査のイメージ

①非常に高リスク (Very High Risk)
 「農業有害物質による残留有害物質問題が検出された生鮮野菜および果物リスト」に含まれている（特定事業者の）生鮮野菜・果物。

担当官が指定するサンプル：	輸入者が指定機関で検査
サンプル以外：	
①担当官が分析結果を「待てる」と判断：	分析結果を待ち（保管経費は輸入者）、基準に従っていれば通関手続き
②担当官が分析結果を「待てない」と判断：	証言書の作成、通関手続き 通関後は保管所での留置、担当官が留置撤回後商品の運び出し
2020.1.24より前にリストに掲載された商品	問題が検出された成分の「農業有害物質による残留有害物分析結果証明書 (Certificate of Analysis: COA)」を提示、通関手続き
2020.1.24より後にリストに掲載された商品	指定134成分のCOAを提示、通関手続き

または

②高リスク (High Risk)
 FY2018～2019にサンプリングで農業残留有害物質を検出。その割合がサンプル数の20%超であり、うち上位5位となった下記の生鮮品目。
 野菜：スナップエンドウ、セロリ、コリアンダー、カイラン、ホウレンソウ
 果物： サクランボ、ミカン、イチゴ、ブドウ、ドラゴンフルーツ

担当官が134成分の分析を行うためのサンプリングを行い分析機関に送った後、輸入者は通関手続き（※分析結果が出る前の通関手続き可。）
指定134成分のCOAを提示、通関手続き

または

③低リスク (Low Risk)
 上記の2分類に該当しない生鮮野菜・果物。

担当官が簡易検査キット(GT-Pesticide test kitおよびGPO-TM/2 kit)による検査のためのサンプリングを行った後、輸入者は通関手続き。簡易検査の結果次第で、担当官は、134成分の分析を行うため分析機関にサンプルを送る。（※分析結果が出る前の通関手続き可。）
指定134成分のCOA提示、通関手続き

または

（出所）タイ政府発表資料、担当官への聞き取りを基にジェトロ作成

仮訳

食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある
輸入生鮮野菜および果物監視施策に従ったガイドライン
(輸入者用)

経緯

2019年12月27日、保健大臣は健康分野の国家的目標を発表し、2020年を食品安全の一年とし、タイ国民が殺虫剤を含有しない安全性が高い食品を消費できるようにしている。また、基準値を超える生鮮野菜および果物における有害物質の残留問題は消費者の健康に影響を与える可能性があるため、食品医薬品事務局は、2020年1月24日に通知「農業有害物質の残留があり得る野菜および果物の監視施策に関する説明」を発表した。この施策は生産、輸入、販売を網羅している。

輸入においては法令を遵守するため、輸入が行われる都度、食品医薬品検査所にて残留有害物質および野菜および果物のラベル表示の検査を行うこと、または輸入業者から原産地国の管轄政府機関、またはISO/IEC 17025に従い分析機関能力認定を受けた民間機関より発行された残留有害物質分析結果証明書を提示すること、いずれかが求められる。よって、食品医薬品検査課は関係者が同一の方向性を持って前述の施策を実施出来る様にするため「食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜および果物監視施策に従ったガイドライン」(輸入業者用)を作成した。

運用の適用範囲

1. 本施策の運用は、仏暦 2522 年食品法の内容に従い発行された保健省告示「残留有害物質を含有する食品」、「特定生野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規定」に従う。また、2016年6月13日付、食品医薬品事務局通知「タイ国へ食品の持ち込み又は注文による輸入検査」にも従う。
2. 食品医薬品事務局通知「農業有害物質の残留があり得る野菜および果物の監視施策に関する説明」に従わなければならない食品は、全種類の生鮮野菜および果物であり、乾燥および冷凍された野菜および果実は含まれない。
3. 食品医薬品検査所課は以下を作成した。
 - 3.1 農業有害物質から残留する成分リスト 134 成分。これは農業有害物質から残留する物質 132 成分から設定した。これらは医科学局の能力に従った分析可能な残留有害物質であり、それにパラコートおよびグリホサートを加えたものである。
 - 3.2 農業有害物質から発生する残留有害物質問題が検出された輸入生鮮野菜および果物リスト。これは担当官および輸入業者に、どの生産者、輸出者、販売者から送られてくる、どの生鮮野菜および果物が、残留有害物質のリスクを持っているのかを知らせるためのものである。これは法令が定めた内容を遵守していない農業有害物質による残留が確認された生鮮野菜および果物リスト情報を元に作成されたものである。生産者、輸出者、販売者の名称および出荷元国の国名は、検疫システム記録より得られたものである。
4. 食品医薬品検査課は、過去に問題が検出された農業残留有害物質の検出リスクに従い生鮮野菜および果物を 3 つのグループに分類した。

- 4.1 リスクが大変高いグループ(Very high risk)とは、「農業有害物質による残留有害物質問題が検出された生鮮野菜および果物リスト」に含まれている生鮮野菜および果物を意味する。
- 4.2 リスクが高いグループ(High risk)とは、食品医薬品検査所が 2018～2019 予算年度にサンプリングを行い農業残留有害物質が検出された履歴があり、その割合がそれぞれの種類の野菜および果物サンプル数の 20% 超であり、うち上位 5 位である生鮮野菜および果物を意味する。
- 野菜： スナップエンドウ、セロリ(タイ語:クンチャーイ)、コリアンダー(タイ語:パックチー)、カイラン(タイ語:カーナー)、ホウレンソウ
- 果物： さくらんぼ、みかん、いちご、ぶどう、ドラゴンフルーツ
- 4.3 リスクが低いグループ(Low risk)とは、食品医薬品検査所が 2018～2019 予算年度にサンプリングを行い、農業残留有害物質が検出された履歴があり、その割合がそれぞれの種類の野菜および果物サンプル数の 20% 以下であり、リスクが大変高いグループ(Very high risk)、リスクが高いグループ(High risk)に該当しないものを意味する。
5. 輸入生鮮野菜および果物への運用は、リスクが高いものから順に実施される。リスクが最も高いグループに最も厳格な施策が実施され、その他のリスクグループには順に程度が落とされた施策が実施される。
6. もし第 4 項に従った生鮮野菜および果物の輸入者が、輸入において原産地国の管轄機関である政府機関、又は政府機関から委託または認証を受けた分析機関、又は ISO/IEC17025 基準に従った分析機関能力認定を受けている民間機関から発行された農業有害物質による残留有害物分析結果証明書(Certificate of Analysis: COA)を提示することが出来れば、第 5 項に従う実施は免除される。

輸入者の作業方法

1. 食品医薬品事務局のウェブサイト(<http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Pages/Main.aspx>)の「農業有害物質から発生する残留有害物質問題が検出された輸入生鮮野菜および果物リスト」から、生鮮野菜および果物、生産者、輸出者、販売者が Very high risk グループに含まれていないかどうか確認する。このグループに含まれている場合は、食品医薬品検査所担当官はサンプリングを行い輸入者に渡し、輸入者は農業有害物質からの残留有害物質の検査を行うため政府の分析機関、又は委託を受けた分析機関、又は ISO/IEC17025 基準に従った分析機関能力認定を受けている民間機関で分析を行う。残りの商品については以下の様に処理する。
- 1.1 担当官が輸入検査所の商品保管所の対応状況および輸入者の事情を検討し、分析機関における分析結果を**待つことが出来る**と考えられる場合は、分析結果が出るまで商品を留め置きする。なお、この場合、商品保管にかかる経費は輸入者が負担するものとする。
- 分析結果が基準に沿ったものであれば、通関手続きに進むこと。
 - 分析結果が基準に沿わないものであれば、輸入は許可されない。
- 1.2 担当官が輸入検査所の商品保管所の対応状況および輸入者の事情を検討し、分析機関における分析結果を**待つことが出来ない**と考えられる場合は、輸入者は、事情により分析機関における分析結果を待つことを希望しない旨、その事情と「担当官が「タイ国へ食品の持ち込み又は注文による輸入許可書」に従う保管所にて商品を留め置き、留め置きが撤回されれば商品を次のプロセスに向けて運び出すことが出来るようになることを認める。」という条件を含む証言書を作成すること。その後担当官は商品を留め置きし、輸入者は通関手続きに進むこと。

2. 担当官が上記の様に実施することを輸入者が希望しない場合、以下の様にして、農業有害物質による残留有害物分析結果証明書(Certificate of Analysis: COA)を提示することが出来る。
 - 2.1 食品医薬品事務局通知「農業有害物質の残留があり得る野菜および果物の監視施策に関する説明」発行の前(2020年1月24日より前)にリストに含まれていた場合は、この施策に該当しない食品とみなす。これまでに問題が検出された成分のみの分析結果を提示すること。
 - 2.2 食品医薬品事務局通知「農業有害物質の残留があり得る野菜および果物の監視施策に関する説明」発行の後(2020年1月24日より後)にリストに含まれていた場合は、134成分の分析結果を提示すること。
3. 生鮮野菜および果物が High risk グループに含まれているかどうか確認すること。このグループに該当する場合は、担当官は134成分の農業残留有害物質の分析を行うためサプリングを行い分析機関に送る。その後輸入者は通関手続きに進むこと。
4. 確認の結果、輸入する生鮮野菜および果物が Very high risk グループおよび High risk グループ、共に含まれていない場合、Low risk グループに含まれているものとみなす。担当官は簡易テストキット(GT-Pesticide test kit および GPO-TM/2 kit)による検査のためにサプリングを行う。その後輸入者は通関手続きに進むこと。

なお、もし簡易検査にて汚染が疑われる場合は、担当官はサプリングした生鮮野菜および果実を134成分の農業残留有害物質の検出のために分析機関での分析に送る。
5. 担当官が第3～4項に従った実施することを輸入者が希望しない場合は、原産地国の管轄機関である政府機関、又は政府機関から委託または認証を受けた分析機関、又はISO/IEC17025基準に従った分析機関の能力認定を受けている民間機関から発行された134成分の農業有害物質による残留有害物分析結果証明書(Certificate of Analysis: COA)を提示することが出来る。
6. 保健省告示「特定生野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」に従った野菜および果物である場合は、輸入者は生産者国の管轄政府機関(Competent Authority)、又は生産国の管轄政府機関から認証を受けた他の組織、又は組織システム認証に関する国際組織(IAF)のメンバーであり認証を受けた組織システム認定機関(AB)から組織システムの認証を受けた検査認証機関(CB)、または食品医薬品事務局が定めた機関から発行された選別および梱包工程を持つ野菜または果物生産地の生産基準証明書を提出しなければならない。
 - 6.1 書類原本
 - 6.2 複写である場合は、証明書発行機関、又はタイ国内に所在する生産者国の大使館または領事館、又は生産者国の政府機関、又は生産者国の政府が認定した人物(例、Notary public / Chamber of commerce / Commissioner of Oaths / Justice of Peace 等)からの証明を受けていること。
 - 6.3 生産を証明する書類ではないその他の書類(Health certificate, Certificate of Free Sale 等)の使用については、もしその証明内容が様々な包装における生鮮野菜および果物の選別および梱包工程を含んでいれば、輸入において使用することが出来る。なお、この書類は政府機関によって証明されたものでなければならない。
7. 輸入時における第6項に従った生鮮野菜および果物のラベルは、担当官の生産基準保証書確認における利便性のため、生産者名、生産者所在地、生産国、製品名が記載されているべきである。

(注)この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はおお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。